

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年4月7日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

世田谷区防災街づくり基本方針改定作業委託

(2) 目的

本業務は、策定から10年以上を経過した「防災街づくり基本方針」について評価・検証し、新たに取り組むべき課題等を抽出の上、必要な事項を盛り込んだ上で、新たな防災街づくり基本方針（素案）を作成することを目的とする。

(3) 業務内容（案）

①新たな防災街づくり基本方針（素案）の作成

これまでの検証を踏まえて、新たな防災街づくり基本方針（素案）を作成する。作成にあたっては、以下の点について調査し、取り入れること。

- ・東日本大震災を踏まえた最近の防災に対する新たな技術や考え方
- ・国及び東京都などが防災及び都市復興に関して示している方針及び計画
- ・世田谷区の新たな基本構想及び基本計画
- ・世田谷区の新たな都市整備方針
- ・世田谷区の（仮称）地域の整備方針（平成27年3月策定予定）
- ・各機関が発表した最新の被害想定や地域危険度
- ・世田谷区の市街地特性
- ・庁内での意見及び都市計画審議会等での意見

②世田谷区の特長や局所的な被害などを算出するための手法を、大学などの研究機関と連携し、検討する。連携相手については、区の担当者と協議の上で、選定する。

③庁内組織の運営支援

方針の作成にあたって組織する復興検討会等に参加し、必要に応じて資料を提出し説明するとともに、議事録作成などを行う。（年10回程度）

④区民意見の把握

区民意識調査や25年度に実施した都市整備方針区民アンケートなど既存の区民意向調査や別に区が行う意見募集等の意見の分析及び方針（案）への反映を行う。

また、必要に応じて、別に策定作業を進めている地域整備方針に関する区民との意見交換会等に参加し、本方針に関連する事項をまとめる。

⑤他自治体の先進事例の調査と分析

他の自治体における先進的な事例を調査し、必要に応じてヒアリングを実施する。また、調査及びヒアリング結果を分析し、本方針に反映する。

⑥報告書の作成

検討の結果をわかりやすくまとめた報告書を作成する。

(4) 履行期間

平成26年6月下旬（予定）から平成27年3月31日（火）まで

2. 参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 平成20年4月以降に東京都内市区町村又は東京都近郊の政令指定都市において、自治体が策定する防災街づくりに関する方針又は計画等の策定業務といった、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること
※類似業務とは、東京都内区市町村又は東京都近郊の政令指定都市において、防災街づくりに関する計画の運用等に関する業務（ガイドラインの検討、地区の防災計画の策定、都市復興に関するマニュアルの策定など）をいう。
- (6) 予定技術者が、世田谷区の土地利用現況調査結果を活用する技術があること

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。参加資格が確認できた者には、プロポーザル招請通知書を送付する。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の技術力及び実施体制（資格要件、専門技術力、専任性、実施体制の的確性）
- (2) 予定技術者の取組み姿勢等（専門技術力の確認、地域精通度、取組み意欲、コミュニケーション能力）
- (3) 企画提案書（業務内容の理解度、実施方針の的確性、特定テーマに対する提案の的確性・実現性・独創性、業務実施に際しての独創性と実現性、委託予定額と作業量の整合性、工程計画の的確性）

5. 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区都市整備部都市計画課（第一庁舎4階44番） 担当 高野、上原、志村

電話：03-5432-2455

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

① 期 間：平成26年4月7日（月）から4月22日（火）

＊ 土・日・祝日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く。）

② 場 所：上記（1）に同じ

③ 方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

① 期 限：平成26年4月22日（火）17時まで

② 場 所：上記（１）に同じ

③ 方 法：持参又は郵送（必着）

※参加表明書を提出する前に、要電話連絡（方法について確認）

（４）提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

① 期 限：平成２４年５月２３日（金）１５時まで

② 場 所：上記（１）に同じ

③ 方 法：持参又は郵送（必着）

6. その他

（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

（２）契約保証金

免除

（３）契約書作成の要否

要

（４）関連情報を入手するための照会窓口

５（１）に同じ

（５）当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無 有

（６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称ならびに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

（７）詳細は説明書による。